

# ARCO Trademark Newsletter

Latest news and topics on domestic & overseas trademarks

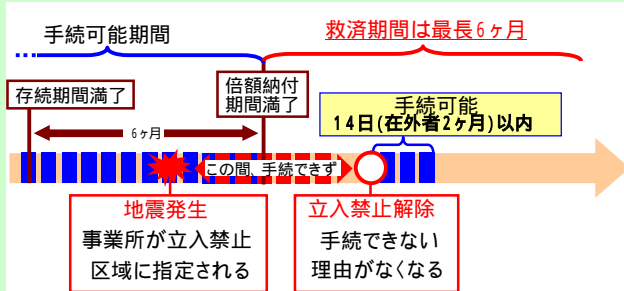
## DOMESTIC TOPICS

### 商標法の改正

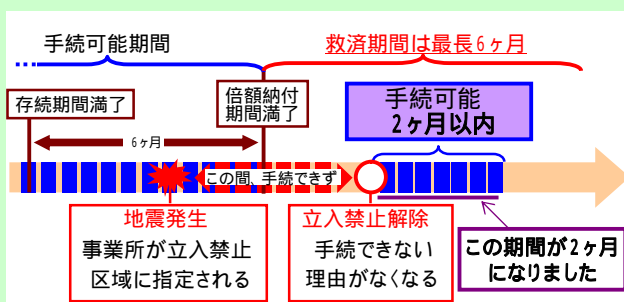
2011年6月8日に商標法の一部を改正する法律が公布されました。主な改正点は以下のとおりです。  
なお、施行の時期は、本年8月頃に発令予定の政令で明らかとなります。

#### 商標権の回復手続等可能期間の変更

現行法では... 商標権の更新登録手続等は、商標法が定める期間内に行う必要があります。その期間経過後は、手続をすることができる者の責めに帰ることができない理由(天災地変など)により手続ができず、その理由がなくなった日から14日以内(在外者の場合は2ヶ月以内)で、その手続ができる期間の経過後6ヶ月以内の場合に限り、手続を行うことが認められています(商標法第21条、同第65条の3第3項等)。



改正法の施行後は... 商標権の更新登録手続等ができなかったことについて正当な理由があるときは、その理由がなくなった日から2ヶ月以内で、その手続ができる期間の経過後6ヶ月以内の場合に限り、手続を行うことが認められます。



**ポイント** 地震や津波などにより手続ができなかった場合の救済規定に関し、手続をすることができる期間が、「責めに帰することができない理由がなくなった日から14日」から「正当な理由がなくなった日から2ヶ月」に延長されました。救済期間の最長は6ヶ月で変更はありません。

なお、東日本大震災のように甚大な被害が生じた災害により手続ができなかった場合、特定非常災害特別措置法による期間延長の措置を受けることができます場合があります。詳細は下記の特許庁サイトをご参照下さい。

<http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/beginner/index.html>

#### 商標権が消滅した他人の商標の存在を理由とした登録排除規定(商標法第4条第1項第13号)の廃止

現行法では... 例えば、甲さんが商品「菓子」に登録していた商標Aが2011年5月31日に権利消滅していても、その権利消滅から1年間(2012年5月31日まで)は、乙さんが商品「菓子」について出願したAと類似する商標A'は、商標登録されません。

改正法の施行後は... 乙さんの商標A'は、甲さんの商標Aによって登録を拒絶されることがなくなります。

**ポイント** 今回の改正により、権利消滅した他人の商標の存在によって同一又は類似の商標の登録が遅れることがなくなり、迅速な権利付与が促進されることとなります。

#### 確定審決の第三者効の廃止

現行法では... 商標登録の無効(取消)審判の確定審決が商標原簿に登録されたときには、何人も、その商標登録に対して、同一の事実及び同一の証拠で再び同じ審判を請求することはできません(商標法が準用する特許法第167条)。これを、確定審決の第三者効といいます。

改正法の施行後は... 確定審決の第三者効が廃止され、同一の事実及び同一の証拠で再び同じ審判を請求することができなくなる者が、当該審判の請求人及び参加人に限定されます。

**ポイント** 改正法施行後は、審判と無関係の者は、商標権者の権利行使に対し、同一の事実及び同一の証拠での審判請求により対抗することが可能となります。

#### その他の改正点

商標登録異議決定の第三者効の廃止(改正法43条の14)

再審の訴え等における主張の制限(改正法38条の2)

通常使用権の登録の効果等(改正法31条4、5項)

[弁理士 山本岳美]

## OVERSEAS TOPICS

### 台湾 小売等役務の審査基準施行

台湾經濟部は、小売等役務商標の出願に関し、以下を主な内容とする「小売等役務の審査基準」を公布し、2011年2月から施行しています。

1. 小売等役務は「総合的な商品の小売」(例えば、百貨店、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、量販店等における小売)と「特定商品の小売」(例えば、化粧品、眼鏡等の小売)とに分類され、両者は互いに非類似の役務として扱う。出願の際には、役務の範囲が不明確になることを避けるため、小売対象商品又は役務の内容を具体的に明記しなければならない。なお、出願において両者を同時に指定することは認められない。
2. 「チェーン店」、「専門店」、「物流センター」、「電話ショッピング」等は、小売等役務の名称としては認められない。
3. 小売等役務に係る商標の使用証拠としては、小売対象商品、取引書類、宣伝広告物、販促資料等が挙げられる。無店舗販売の場合、ウェブサイト、メールマガジン、小売対象商品の電子カタログ等も使用証拠となる。

[弁理士 小野正明]

